

ID: 1800

担当部署: 産業課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第91条の2第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】	<p>法第91条の2第6項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第91条の2</p> <p>6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p> <p>(1) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合</p> <p>イ 当該事業施行地域内農用地を第87条の3第1項(第96条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合</p> <p>ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合</p> <p>ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借又は同条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合</p> <p>(2) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合</p> <p>イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合</p> <p>ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合</p> <p>(3) 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人 次のいずれかに掲げる場合</p> <p>イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合</p> <p>ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合</p>		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日